令和３年９月オレンジ勉強会

取締役変更等の手続及び登記手続の流れ

令和３年９月２４日
オレンジ法律事務所
弁護士　尾形　駿

第１　株式会社●●取締役変更等の手続

１　株主準共有者の代表者指定（会社法１０６）
（１）作成書面：通知書（準共有者の権利行使者指定通知）【書類⓪】
（２）名義：相続人の連名
（３）押印：それぞれのお名前の横にそれぞれご捺印（実印が好ましい）
（４）提出先：株式会社●●に提出

２　▲及び■を取締役に選任する旨の株主総会の提案（会社法３１９Ⅰ）
（１）作成書面：株主総会に関する提案及び通知書【書類①】
（２）名義：■
（３）押印：お名前の横にご捺印（実印が好ましい）
（４）提出先：同意書【資料②】と共に株主全員

３　▲及び■を取締役に選任する旨の株主全員の同意（会社法３１９Ⅰ）
（１）作成書面：同意書【書類②】　※登記手続の際に提出予定
（２）名義：株主全員　各１通
※▲の場合には，「【被相続人名】相続人　権利行使者　▲」との記載が好ましい
（３）押印：お名前の横にご捺印（実印が好ましい）
（４）提出先：株式会社●●に提出

４　株主総会議事録作成（会社法３１９Ⅰ）
（１）作成書面：株主総会議事録【書類③】２通　※登記手続の際に提出予定
（２）名義：現取締役★
（３）押印：お名前の横に★の個人印でのご捺印（実印が好ましい），捨印
（４）添付書類：★個人印の印鑑証明書１通

５　現取締役★の辞任
（１）作成書面：辞任届【書類④】　※登記手続の際に提出予定
※日付は，株主総会議事録【書類③】と同日
（２）名義：★
（３）押印：お名前の横にご捺印（実印）
（４）添付書類：★個人印の印鑑証明書１通

6　▲を代表取締役に選定（会社法３４９Ⅲ，定款２５）
（１）作成書面：代表取締役決議書【書類⑤】２通　※登記手続の際に提出予定
（２）名義：▲及び■
（３）押印：お名前の横に▲及び■のご捺印（実印），両者の捨印
（４）添付書類：▲及び■のそれぞれの印鑑証明書１通ずつ

第２　登記手続（作成書面）

1　取締役就任承諾書【書類⑥】
（１）名義：▲及び■　各１通（合計２通）
（２）押印：お名前の横にご捺印（実印）

2　代表取締役就任承諾書【書類⑦】
（１）名義：▲
（２）押印：お名前の横にご捺印（実印）

3　株主リスト（「証明書」との表題）【書類⑧】
（１）名義：（株）株式会社●●代表取締役　▲
（２）押印：お名前の横に社判にてご捺印（実印）

4　現行定款の確認書面【書類⑨】
（１）名義：（株）株式会社●●代表取締役　▲
（２）押印：社判にてご捺印，割印（実印）

5　登記委任状【書類⑩】
（１）名義：（株）株式会社●●代表取締役　▲
（２）押印：社判にてご捺印（実印）

6　印鑑届出書【書類⑪】３～５通
（１）名義：▲個人，（株）株式会社●●代表取締役　▲
（２）押印：▲個人印及び社判にてご捺印（いずれも実印）

7　印鑑カード交付申請書【書類⑫】※新たにカード発行する場合に必要
（１）名義：（株）株式会社●●代表取締役　▲
（２）押印：社判にてご捺印（実印）

8　死亡届【書類⑬】※死亡記載の戸籍謄本でも可
（１）名義：相続人　※▲で問題なし
（２）押印：ご捺印（認印で可）

以上